

令和5年度 広島市中学校柔道選手権大会 要項

- | | |
|--------|---|
| 1 主 催 | 広島市教育委員会 広島市中学校体育連盟 |
| 2 主 管 | 広島市中学校体育連盟柔道専門委員会 |
| 3 会 期 | 令和5年6月24日(土) 10:00~ |
| 4 会 場 | 広島県立総合体育館 武道場 広島市中区基町4-1 Tel(082)228-1111 |
| 5 競技種目 | 柔道 団体の部(男子・女子) 個人の部(男子・女子) |
| 6 参加資格 | (1) 広島市中学校体育連盟に加盟する中学校の生徒で、学校長が参加を認めた者。
(2) 年齢は平成20年4月2日以降に生まれた者に限る。
(3) 前項以外の生徒が参加を希望する場合は、その年の4月30日までに広島市中学校体育連盟に申し出ること。
(4) 参加資格の特例
◎学校教育法第134条の各種学校在籍生徒
学校教育法第134条の各種学校(1条校以外)に在籍し、広島市中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
◎地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属する中学生
①地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)に所属し、広島市中学校体育連盟の予選会に参加を認められた生徒であること。
②参加を希望する地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)は以下の条件を具備すること。 |
- 1) 広島市中学校選手権大会の参加を認める条件
- ア 広島市中学校体育連盟の永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している(中学校に在籍している生徒であること)。
 - ウ 広島市下の中学校及び学校教育法第134条(1条校以外)に在籍している生徒であること。
 - エ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)にあつては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもとに、適切に行われていること。
 - オ 『運動部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン』(令和4年12月27日スポーツ庁・文化庁発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - カ 当該競技を管轄する中央競技団体もしくは都道府県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で広島県中学校体育連盟に認定されていること。
 - キ 各郡市または各地区における予選となる全ての大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
 - ク 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)で広島市中学校選手権大会につながる大会に参加する場合、在籍中学校での大会参加は認めない。その逆も同様とする。
 - ケ 冬季種目(駅伝、スキー、スケート)への出場を希望する者は、夏季種目とは別に登録することができる。
 - コ 地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)における5月2日以降の登録選手の追加は原則認めない。ただし、一家転居を事由とする場合のみ1)クに係わらず選手の追加登録を認める。
- 2) 広島市中学校選手権大会に参加した場合に守るべき条件
- ア 出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
 - イ 広島市中学校選手権大会参加に際して、地域スポーツ団体等(地域クラブ活動)においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に参加するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。

ウ 広島市中学校選手権大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。

エ 団体競技における地域スポーツ団体名（地域クラブ活動名）での出場は1チームのみとする（複数のチームの参加はできない）。

3) 参加を認めない場合

ア 認定申請に際して、申請書類に虚偽の記載があった場合。

イ 大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合。

※大会参加後に判明した場合は大会結果を取り消すこととする。

4) 専門委員会参加規程細則

ア 『令和5年度全国中学校体育大会 地域スポーツ団体等の参加の特例競技部細則』（令和4年12月22日日本中体連発出）に準ずる。

- (5) 引率・監督は当該学校の校長・教員・部活動指導員（※）とする。（※部活動指導員とは学校教育法施行規則第78条の2に示されている者とする。）
- (6) 大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・部活動指導員・外部コーチ・トレーナ等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分（戒告・減給・停職・免職）を受けていないものであることとする。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。
- (7) コーチは、当該学校の校長が認めた者とする。コーチが当該学校の教員でない場合は、コーチ承諾願を提出すること。
- (8) 大会引率者の特例
- ① 広島市中学校体育連盟の引率者特例措置規程および細則にもとづき当該校の校長より申請され、広島市中学校体育連盟会長が参加を認めた保護者または地域のスポーツ指導者。
 - ② 参加を希望する学校は広島市中学校体育連盟の引率者特例措置規程および細則を遵守すること。
 - ③ 事前の監督会議への出席や参加申込みは各学校が責任を持って行うこと。
 - ④ コーチをつけることは認められない。

7 参加制限

- (1) 各校団体A級（県選手権予選を兼ねる）出場は男女とも各校1チームとする。B級は出場制限なし。
- (2) 団体は体重制限なし。チーム編成は体重の最も重い者を大将とし、以下順次、体重順に編成すること。男子は選手7名とする。女子は選手4名とする。
- (3) 個人は男子8階級、女子8階級とする。男女とも人数枠を設けない。
男子の部（50kg級・55kg級・60kg級・66kg級・73kg級・81kg級・90kg級・90kg超級）
女子の部（40kg級・44kg級・48kg級・52kg級・57kg級・63kg級・70kg級・70kg超級）
※体重超、および減は、出場不可とし、補欠は認めない。
- (4) 出場者は、柔道修行経験6ヶ月以上であることが望ましい。

8 競技規定

- (1) 国際柔道連盟試合審判規定、国内大会における少年大会特別規定による。
- (2) 判定基準は、団体戦、個人戦ともに[一本][技有]又は僅差（指導差2以上）とし、個人戦については得点差がない場合、延長戦（ゴールデンスコア）により勝敗を決する。
- (3) 試合時間は団体・個人とも3分間、団体戦の代表戦は3分間とする。
- (4) 団体戦の勝敗は次の順によって決定する。
- ① チーム間における勝ち点の数による。
 - ② ①において同等の場合は内容により決定する。
 - ③ ②において同等の場合は代表戦により決定する。
- (5) 団体戦の代表戦にて勝敗が決しない場合は時間無制限のゴールデンスコアを行う。

- 9 大会負担金 登録選手（生徒のマネージャーは含む）1人につき100円とし、監督会議で徴収する。
- 10 表彰 団体の部（男子・女子）1位に優勝カップを授与する。
団体の部（男子・女子），個人の部（男子・女子）とも3位まで賞状を授与する。
- 11 申込規程 (1) 申込期限 令和5年6月9日（金）必着（FAX可）
※FAXの場合は監督会議に申込書の原本を持参すること。
(2) 申込場所 〒730-0055 広島市中区南千田西町八丁目8-1
修道中学校 大原 拓司 宛
TEL 082-241-8291 FAX 082-249-0870
- 12 監督会議 (1) 期日 令和5年6月16日（金）15:00～
(2) 会場 広島学院中学校 広島市西区古江上1-630
TEL 082-271-0241 FAX 082-271-6784
(3) 大会負担金，大会負担金納入書を持参する。
(4) 引率者の特例で参加する学校も各学校（校長か教員）が責任を持って出席する。
(5) 地域クラブチームは指導者、選手ともに全日本柔道連盟に登録していることが証明できる書類を印刷したものを持参する。
- 13 参加上の注意事項 (1) 出場選手の健康管理および生活指導については，各校の責任において遺漏のないようにする。
(2) 脳震盪対応について，選手および指導者は下記事項を遵守する。
1. 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は，脳神経外科の診察を受け，出場の許可を得ること。
2. 大会中，脳震盪を受傷した者は，継続して当該大会に出場することは不可とする。
(なお，至急，専門医（脳神経外科）の精査を受けること。)
3. 練習再開に際しては，脳神経外科の診断を受け，許可を得ること。
4. 当該選手の指導者は大会事務局および全柔連に対し，書面により事故報告書を提出すること。
(3) 皮膚真菌症（トングランス感染症）について，発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい，もしくは感染が判明した選手については，迅速に医療機関において，的確な治療を行うこと。もし，選手の皮膚真菌症の感染が発覚した場合は，大会への出場ができないこともある。
- 14 その他 (1) 広島県中学校柔道選手権大会の予選を兼ねる。
(2) 個人情報のうち，大会運営上必要である選手名，学年，所属，（競技の特性上必要なもの）について公開する。また，報道機関に記録の提供を求められた際には記録の提供を行う。参加校にあっては，その旨を承諾のうえ参加申し込みを行う。
(3) 新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策については監督会議にて周知する。